

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法改正に伴う所要の税制措置			
税 目	所得税、法人税、地価税、登録免許税、消費税、印紙税			
要 望 の 内 容	<p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（以下「JOGMEC法」という。）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（以下「NEDO法」という。）改正後も税制面の取扱いについて、従来と差が生じることのないよう、所用の税制改正を行う。</p> <p>また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）へ移管する業務に関する権利及び資産を承継する場合におけるこれらの承継に伴う権利又は資産に係る登録免許税について、非課税とする。</p>		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>86百万円 （ 百万円）</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

東日本大震災等による原子力発電所の事故の影響により、原子力発電の扱いが変わる中、短期的にだけでなく、中長期的に電力の安定供給を確保するためには、火力発電用の石油・天然ガス・石炭の安定供給、再生可能エネルギーの拡大が重要となっている。

また、レアアース等の調達制約に起因する生産拠点の海外移転が懸念されており、空洞化対策として、金属鉱物の安定供給が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、石油・天然ガス・金属鉱物の探鉱・開発を支援するためのリスクマネー供給体制を整備するとともに、石炭・地熱の開発を支援するための体制を整備する。

(2) 施策の必要性

①石油天然ガス・金属鉱物に関する独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の直接権益取得業務の強化

JOGMEC法第11条第1項第4号は、JOGMECが権益を取得すること（以下「直接権益取得業務」という。）を業務として規定しているが、当該権益に基づき探鉱を行うこと（以下「直接探鉱業務」という。）は業務として規定していない。近年、未探鉱のフロンティアエリアの探鉱が活発化しているが、探鉱リスクが高いため、我が国企業の進出が進んでいない状況や、外国政府から機構に対して直接探鉱を行うよう要請がある状況の中で、我が国として権益を確保していくためには、JOGMECによる探鉱が必要となっていることから、直接探鉱業務を行えるよう、直接権益取得業務を強化する。

②鉱物資源に関する地質構造の調査に関する制限の見直し

JOGMEC法第11条第1項第6号においては、鉱物資源の地質構造の調査を行えるものは、海外で民間事業者の負担があるもの又は200メートル以上の水深で行われるものと制限されている。近年、水深200メートル未満の場所で鉱物資源の賦存が確認される等の状況変化がある中、地質構造の調査を実施できないことから、これらの制限を見直す。

③石炭に係る資源開発業務等の移管及び支援強化

現在は、石炭資源開発に関する業務は、NEDO法第15条においてNEDOが行うこととされている。近年、石炭の需要の高まりや石炭価格の上昇により権益獲得が困難化し、資源開発における一元的な体制の下、石炭の権益獲得についても支援する必要があることから、石炭に係る資源開発業務等をNEDOからJOGMECに移管し、加えて、リスクマネーの供給体制の整備を行う。

④地熱開発に係る探鉱支援事業の移管

現在は、地熱開発に係る探鉱支援業務は、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第11条第3号においてNEDOが行うこととされているが、東日本大震災以降、地熱開発に係る必要性が増す中、JOGMECが有する地質構造の調査に関する知見を踏まえ、地熱資源を一体的に開発する体制を整備するため、地熱開発に係る探鉱支援事業をNEDOから機構に移管する。

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>今回の業務見直しについては、税法上、従前のJOGMEC及びNEDOと同様の対応を要望するものであることから、妥当なものと考えられる。</p> <p>なお、平成15年に石油公団及び金属鉱業事業団を統合し、JOGMECを設立した際に、JOGMECへ承継する権利等に係る登録免許税は非課税措置が適用されたことから、今回の業務移管に関する承継に伴う権利又は資産に係る登録免許税の非課税については、妥当なものと考えられる。</p>	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—